

季節調整法の適用に当たっての統計基準
(平成 23 年 3 月 25 日総務省告示第 96 号)

1 季節調整法を適用する場合の手法

季節調整法を適用する場合は、手法の適切性について国際的に一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する (X-12-ARIMA 等)。

2 季節調整法の適用に関する公表事項

(1) 季節調整法の適用に当たっては、次に掲げる季節調整法の運用に関する情報を、季節調整値と併せてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- ①手法の名称
- ②推計に使用するデータ期間
- ③オプション等の設定内容及び設定理由
- ④オプション等の見直しの頻度及び時期
- ⑤季節調整値の改定の頻度及び時期並びに改定の対象とするデータ期間
- ⑥その他参考となるべき事項

(2) 前記(1)の場合において、オプション等の設定内容について重大な変更があるときは、変更の影響（例えば変更前に公表された季節調整値と変更後の季節調整値の差異）を併せて公表するものとする。

3 手法を変更した場合の公表事項

適用している手法を変更するときは、あらかじめ、変更内容、変更理由及び変更の影響（例えば旧手法による季節調整値と新手法による季節調整値の差異）を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。